

その手で守れる 笑顔があります

厳罰化されたものの、依然として後を絶たない飲酒運転。なぜ、危険だと分かっている飲酒運転をしてしまうのでしょうか。お酒を飲む機会が増えるこの時期に、いま一度飲酒運転について考えてみましょう。

後を絶たない飲酒運転

平成18年、福岡市で幼児3人が死亡する飲酒運転事故が発生しました。この悲惨な事故は社会問題となり、翌年には法律が改正され飲酒運転に対する罰則が強化されました。しかし飲酒運転による事故や検挙は後を絶ちません。

熊本県警によると、県内の飲酒運転による交通事故は平成19年に大幅に減少したものの、その後はほぼ横ばいとなっています(図1)。飲酒運転は依然としてなくなっていない。

その主な要因には、自分が事故を起こすはずがないという「ひとごと感覚」、少ししか飲んでいないからという「自覚の欠如」、飲んで数時間たったから大丈夫という「アルコールが及ぼす影響に対する理解不足」の3つが挙げられます。飲酒運転をなくすためにはこれらの意識を変えていく必要があります。

最近では、翌朝の二日酔い運転による検挙も増えていま

す。「一度寝たから大丈夫」は、本当は大丈夫ではないのです。

自覚と周囲のフォローが鍵

飲酒運転で検挙された人の中には、事故の悲惨さや処分の重さなどを分かっていながらハンドルを握ってしまったという人もいます。誰にでも「つい……」ということが起こり得るのです。その結果、社会的信用、仕事、家族の絆などたくさんものを失います。失ったものを取り戻すためには多くの努力と長い時間が必要です。いま一度、一人一人が当たり前のことを強く自覚することが求められます。

全くお酒を飲まない人でも無関係ではありません。家庭や職場、仲間同士で声を掛け合ってください。お酒の席で飲酒運転への注意を呼び掛けたりハンドルキーパーを決めたりと、できることは身近にあります。あなたの一言が、その飲酒運転を止める鍵になるかもしれません。

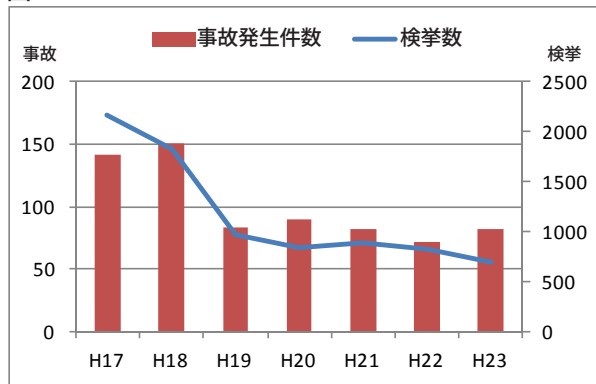
Interview

お酒を飲むと情報処理能力、注意力、判断力が低下します。この状態で運転すると、運転に必要な「反応」「操作」「発見」などの要素が欠落してしまい、大きな事故につながるようになります。死亡事故率は飲酒なしの場合と比べて8.7倍です。お酒に強い人も弱い人も関係なく、このようなリスクがあることを知ってください。



熊本県警察本部交通企画課
おたまたまよし
小田真功 警部

図1 熊本県の飲酒運転による事故発生件数・検挙数



その先にある悲しみに 気付いてほしい――

タレントとして活躍しているうんば中尾さんは、飲酒運転事故を起こした体験を人に伝え、その危険性を知らせるために講演活動を行っています。飲酒運転が自分や周りの人に与えた影響と、防止策について話を聞きました。

私は平成17年に飲酒運転で事故を起こしてしまいました。前日は午後10時頃までテレビ番組の打ち合わせを兼ねてお酒を飲みました。タクシーで帰宅して寝た後、午前3時に起きて「もう大丈夫だろう」と思い、食材を

たため飲酒チェックを受け、測定の結果酒気帯び運転で検挙されました。

事故後、私はお世話になつていた企業や放送局からの信用、キャリア、収入など多くのものを失いました。家族にもつらい思いをさせてしまいました。家や車に

いたずらをされ、精神的に不安定になった時期もありました。だからこそ今は、一人でも多くの人に飲酒運転の危険性やその先にある悲しみに気付いてもらおうと講演活動を行っています。

飲酒運転を減らすには、自分が酔っていることを知りながら運転する人、お酒が抜けたと思ひ込んで運転する人にしつかりと自覚してもらうことが重要です。そのためには、当事者だけでなく周りの人も一緒に取り組んでいく必要があります。お酒を

飲むときには職場に車を置いてみんなでタクシーで帰る、お酒が残っていないか家族に息をチェックしてもらうなどいろいろな取り組みができると思います。

お酒がなくならない限り飲酒運転を根絶することは難しいかもしれません。しかし、そのせいで人の夢や人生が奪われることは決してあつてはなりません。飲酒運転は家族、職場、友人同士など社会全体の問題として本気で取り組んでいくことが大事です。飲酒運転を減らすために一人一人がルールを守り、

飲酒運転をしない、させない、許さない環境を熊本県からつくっていきましょう。

笑顔を守るために

「飲酒運転はしてはいけない」。みんなが知っている当たり前のことです。しかし、アルコールはその当たり前のことも分からなくしてしまうことがあります。

想像してみてください。もし自分が飲酒運転事故を起こしてしまつたら……。もし大切な人が飲酒運転事故に巻き込まれたら……。

笑顔を守るための鍵は、自覚と助け合ひでした。その鍵は私たち熊本県民一人一人が握っています。

熊本県から飲酒運転をなくし、大切な人の「笑顔」を守っていきましょう。

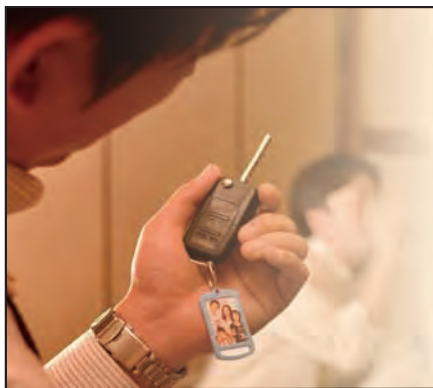


Special Interview

うんば中尾さん

◎ Profile うんばば・なかお

昭和40年熊本県生まれ。有限会社赤坂を立ち上げ、イベントの企画・運営を手掛けながら、自らもテレビ番組制作などで培ったノウハウを生かしキャスター、リポーター、イベント司会、講演活動などを行う。



あなたの一票が国政を変える。

衆議院議員総選挙

(最高裁判所裁判官国民審査)

投票日：12月16日

投票時間：午前7時から午後6時まで
※荻の草、深葉地区は午後4時まで



選挙当日に投票所へ行けない方は、期日前投票・不在者投票の制度をご利用ください。

●問い合わせ 選挙管理委員会事務局 ☎ 22-3239

期日前投票

※投票場所によって投票期間が違いますので、ご注意ください。

- 持ってくるもの：入場券（なくされた方、届いていない方も選挙権があれば投票できます。）
- 投票場所及び時間：右記のとおり
※3ヶ所のいずれでも投票できます。

投票場所	投票期間	投票時間
阿蘇市役所	12月5日(火)～15日(日)	毎日 午前8時30分～午後8時00分
内牧支所 波野支所	12月8日(木)～15日(日)	

※国民審査の期日前投票は、全ての期日前投票所で12月9日（日）から始まります。

不在者投票

不在者投票の種類	このような場合に
他の市区町村で行う不在者投票	●阿蘇市の選挙人名簿に登録されている方が、出張などで投票日まで他の市区町村に滞在する場合は、滞在地の市区町村選挙管理委員会ですべての不在者投票ができます。 ●郵便等でのやり取りが必要となりますので、手続き等の詳細については早めにお問い合わせください。
指定病院等で行う不在者投票	●不在者投票ができる施設として、指定を受けた病院、老人ホーム等に入院（入所）中の方は、その施設で不在者投票ができますので、早めに施設長に申し出てください。
郵便等による不在者投票	●身体障害者手帳、戦傷病者手帳をお持ちの方で一定の要件に該当される方や介護保険被保険者証の要介護区分が要介護5である方で郵便投票証明書の交付を受けている方のみ対象となります。 ●郵便投票証明書の交付は申請手続きが必要となりますので、早めに選挙管理委員会にお問い合わせください。
その他	●期日前投票期間中に19歳の方（選挙当日までに20歳になる方）は、不在者投票ができます。

投票場所

区分	投票区	地区又は行政区名	投票所名
一の宮地区	1	町区、北区、東2区、西1区、西3区、塩塚	阿蘇市役所
	2	古神区、西2区、東1区、東3区	社会教育センター（一の宮体育館）
	3	分区	農業構造改善センター（分区公民館）
	4	坂梨、中坂梨	坂梨公民館
	5	古城地区	古城小学校体育館（※）
	6	中通地区（荻の草を除く）	中通公民館
	7	荻の草、舞谷	荻の草公民館
阿蘇地区	8	内牧1区、3区、4区、5区、小里、茗ヶ原	阿蘇公民館（阿蘇体育館駐車場の道路向かい）
	9	南宮原、湯浦、西湯浦、西小園	ふれあいプラザ北外輪
	10	深葉地区	旧内牧小学校深葉分校
	11	内牧2区、成川、折戸、宇土、浜川	内牧支所
	12	狩尾地区	狩尾2区公民館
	13	永草、枳、赤水、車帰、跡ヶ瀬、的石	阿蘇西小学校体育館（※）
	14	下西黒川、乙姫、黒川千丁	乙姫公民館
	15	東黒川、坊中、南黒川、元黒川、北黒川、上西黒川	碧水小学校体育館（※）
	16	西町、竹原、蔵原	竹原公民館
	17	役犬原地区	コミュニティセンター
	18	山田地区	水田協議会会議室（※）
波野地区	19	檜木野、赤仁田、山崎、仁田水、中江、滝水	波野支所
	20	小園、小地野、笹倉	林業研修集会施設
	21	立塚、横堀、遊雀、中道	農村婦人の家
	22	坂の上、大道	高齢者コミュニティセンター福寿荘

（※）・・・前回と場所が違いますのでご注意ください。

九州北部豪雨災害 被災者支援情報

熊本広域大水害被災者 生活再建助成金

九 九州北部豪雨において被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法による支援金支給の対象とならない半壊又は床上浸水の被害を受けた世帯で、住宅の修理が完了した世帯に対して助成金を交付します。ただし、対象となるのは現に居住している建物のみとなります。

●受付場所

健康福祉課及び内牧・波野支所

●持参物

① 助成金交付申請書（市役所に準備してあります。）

② 阿蘇市発行の罹災証明書

③ 世帯主の通帳又はキャッシュカードの写

④ 修理に係る領収書の写（世帯主に発行されたもの）

※領収書がない場合は、履行証明書（市役所に準備してあります。）

⑤ 印鑑

⑥ 7月分を含む3月程度の公共料金の領収書又は請求書（阿蘇市に住民票がない世帯のみ）

対象者	九州北部豪雨により被災し、半壊又は床上浸水の被害が認定された世帯のうち住宅の修理を平成25年2月28日までに実施し、かつ当該修理が完了した世帯の世帯主。ただし、次に該当する世帯は、対象から除外します。 ○被災者生活再建支援金の交付を受けた（受ける予定の）世帯 ○災害救助法における住宅の応急修理を実施する（した）世帯
助成額	実際に住宅の修理に要した経費（上限10万円）
受付期間	平成25年3月8日金まで ※既に実施した修理についても、遡及して対象とします。
交付	助成金の交付については、熊本県から直接ご指定の口座に振り込まれます。
その他	○阿蘇市に住民記録のない世帯も対象となりますが、阿蘇市に災害当時居住していた証明として、被災月を含む3月程度の公共料金の領収書又は請求書を持参してください。 ○罹災証明書の申請がお済でない方は、市役所総務課において発行しますので、申請願います。

問い合わせ：健康福祉課 総合福祉係 ☎22-3167（お知らせ端末）☎55-3167

家屋全棟調査を 実施します

今年度から、市では家屋の実態を正確に把握し、固定資産税を適正・公平に課税するために、市内の全家屋を対象に家屋全棟調査を予定しています。

この調査は、市が委託した専門調査員が家屋の資料をもとに外観から行います。調査の際には、必要に応じて敷地内への立ち入りや、家屋の計測を行うこともあり、在宅の場合には家屋についてお尋ねすることがあります。

●調査期間

今年度から平成27年3月までの間（※詳細な日程につきましては、お知らせ端末等によりお知らせします。）

●問い合わせ先

税務課 資産税係
☎22-3148

阿蘇市波野出身の弁護士です！！

法律的な御相談をお受けいたします。

民事事件一般をお受けします。執務時間は土・日・祝祭日を除き 9:00～18:00迄 急用の方は佐藤眞喜夫自宅へ連絡下さい。

弁護士 佐藤 眞喜夫

【東京弁護士会所属・中央大学卒】
佐藤眞喜夫法律事務所
〒102-0085 東京都千代田区六番町六番地一〇〇〇六番町 705号

弁護士 佐藤 聖喜

【東京弁護士会所属・京都大学卒】
千代田中央法律事務所 所長
〒102-0085 東京都千代田区六番町六番地一〇〇〇六番町 704号

TEL 03-3265-4981 (代)

FAX 03-3234-5917

《佐藤 眞喜夫宅》〒860-5512 熊本市北区梶尾町1107番172 TEL:096-245-5007 FAX:096-288-1394

広告